

参加者 1(T) 00:00

参加者約 48 名の予定だが、遅れて参加するとの連絡もあるので、「今後のJNFAを考える会」を始めたいと思います。今回、JNFA正会員、団体会員の皆さんに参加を呼びかけました。

zoom のチャット機能の利用。録音機能も活用して振り返りに利用。ご意見などあれば口頭でも発言してください。」

・発起人(署名活動の発起人)の 4 名を紹介し、この会の開催は4名が主催者であり、共催として事前に了承いただいた団体正会員名を記載したことを説明。

・氏が進行役を務めることとした。資料作成には、発起人のメンバーの M さんに尽力いただいたことを説明。賛同者に報告できるようにしたいという意図もあり、議事録作成者を募り、MM が記録を担当。(録音の了承を得てレコーディング開始)

(今日の会の目的説明) 皆さんの意見を聞きなが、方向性を導き出せる建設的な時間にしたい。

・現在の活動内容の報告と、本日の「議題の確認」(以下)を確認した。

- ①時系列に沿った事実確認、参加者で共有
- ②署名活動::情報開示と臨時総会開催請求
- ③臨時総会(返還方法について)の新たな署名活動
- ④返還方法の提案
- ⑤定例総会に向け、会長・理事選出方法などの提案または問題提起

*T コメント

2024年1月23日に宮城県の労働局より雇用助成金不正受給が発表。

会長名で JNFA ホームページにお詫びの文がアップされた。その後、3月10日の説明会開催。

突然知らされた情報、初めて知った情報に、困惑された方も非常に多く、その情報をきちんと把握し考える会を開催した。まずは時系列に沿って情報をシェアしたい。(資料をまとめた M に説明を依頼)」

◆JNFA雇用調整助成金不正受給に関する一連の経緯

日時	出来事	備考
2020/3~	事務局員を1日2名体制・週2日の休業日設定の上、雇用調整助成金を申請	※第15回総会議事録より
2023/2/10	労働局から調査のお知らせ	※第15回総会議事録より
	事務局員 さん解雇	
2023/7/5	労働局職員から 前事務局長にヒヤリング。タイムカードの改ざんが判明	※2024/3/10説明会にて事務局員により説明
2023/7/28	会長・副会長・前事務局長が労働局に出頭	※第15回総会議事録より
2023/8/27	第15回総会(会長・ 副会長・ 理事による不正受給の説明虚偽)	※第15回総会議事録より
2023/8	前事務局長退職	
2023/12/21	雇用調整助成金支給取り消し	※宮城県労働局HPより
2024/1/16	理事会で返済方法について決議(正味財産400万円から一部返金+5万円ずつ分割返済)	※2024/3/10説明会にて 副会長により説明
2024/1/23	宮城県労働局HPに公表(支給取り消し日と返還金額(約470万円)掲載) 同日JNFAホームページに 会長のお詫び文(掲載は翌日)	
2024/1/24	宮城県労働局に正味財産から400万円一部返金	※2024/3/10説明会にて 副会長により説明
2024/2/6	Change.orgで雇用調整助成金不正受給に関する情報開示と臨時総会開催を求める署名活動開始	
2024/3/10	雇用調整助成金返還に関する説明会開催	

* (M) 12:07(時系列の資料を参照)

議題①時系列に沿った事実確認

* 一般会員が雇用調整助成金の返還に関するお知らせを受け取ったのは、第 15 回総会案内に、8 月 1 日付、 会長名で、「報告とお詫び」という文書が届いたのが最初。これがこの件について、会員が知った最初の日になると思う。

* 第 15 回総会議事録によると、

「2020 年 3 月から、事務局員を 1 日 2 名体制、週 2 日の休業日を設定した上で、雇用調整助成金が申請されたという内容」がある。

* 2023 年 2 月 労働局から調査の知らせがあり、受給した助成金(返還)について調査が始まる。同時期、事務局員 さんが解雇されたが、 現事務局長がちょうど事務局に入り、 前事務局長から業務の引き継ぎが始まる時期にあたる。

* 2023 年 2 月の労働局調査の連絡の約半年後。

7 月 5 日労働局の方から 前事務局長に対してヒアリング。実際にタイムカードを改ざんしていた事実が判明した日になる。その際、(JNFAからの希望で)ヒアリング内容を録音。(この録音データは 3/10 に事務局側より公開された。)

* 7 月 28 日会長、副会長、前事務局長が労働局に出頭。

* 8 月 27 日第 15 回総会で、会長、副会長、 理事によって雇用調整助成金の返還についての説明がされた。

総会議事録によれば、その説明内容は「些細なミス、労務管理ができていなかった」等に終始した。

この段階では、「いわゆる隠蔽」があるということを会員は認識していなかった。

* 8 月中に 前事務局長が退職。

* 12 月 21 日 雇用調整助成金の支給が正式に取り消しの決定をされた。

(実際に宮城県労働局のホームページに公表された内容から分かった支給取り消しの時期である)

* 2024 年 1 月 16 日に理事会で返済方法について決議がなされた。

「正味財産から 400 万円という金額を労働局に一部返金し、残り 5 万円ずつ分割して返済をするという返済方法について決議された。」(この内容は、3 月 10 日の説明会で 副会長が説明)

* 2024 年 1 月 23 日労働局ホームページに不正受給について公表された。支給を取り消した 12 月 21 日という日付と不正受給の金額として 470 万円が労働局ホームページに掲載されている。

* 同日、JNFA ホームページに 会長のお詫び文が掲載された。

* 翌日(1 月 16 日の理事会決議の通り) 正味財産から 400 万円を一部返金を開始された。

(この内容は 3 月 10 日の説明会で 副会長が説明)

* 2 月 6 日、私 自身が、労働局のホームページ、新聞記事を目にしたということがきっかけで有志と相談し、雇用調整助成金不正受給に関して情報開示と臨時総会を開催してほしいという署名活動をインターネット上で開始した。

その後、署名は順調に集まっている。一方で、

3 月 10 日 JNFA 主催の雇用調整助成金返還に関する説明会が開催され現在に至っている。

以上時系列での経緯ですが、何か不明な点はないですか。

* T 時系列に沿っての経緯を、説明と表を見て把握していただけでしょうか。

我々はまだ分からないことが非常に多いことから、署名活動を継続している。

実際に労働局から不正受給とされ、その理由はタイムカードの改ざん等だという事実がある。

その一方で、昨年の「第 15 回総会」「お詫び文」「3 月 10 日の説明会」等、全ての場において、会員に対してはこれは不正ではなく、些細なミスだけという説明しかされていないということ、認識してほしいと思う。

第 15 回の JNFA 総会議事録でも情報を確認できる。JNFA ホームページで閲覧できるので読んでいただきたい。

*T

この第15回総会場で、**〇〇**会長、**〇〇**副会長、**〇〇**理事が、この件について、次のような説明をした。

〇〇氏からは、「些細なミスだった」と。事務局 **〇〇** 副部長は、「労働局からの通知がありましたら、会員の皆様に改めて報告いたします。労務管理などに関して、少し細かい不備があり、改善をします」とあったが、**誰からも「改ざん」があったという発言はなかった。**

しかし、3月10日の説明会場で公開された **〇〇** 前事務局長の(不正を認めた内容が収録されている7/5ヒヤリングの)音声のデータを聞いて、私たちは不正の事実を知ることができた。タイムカードの改ざん等の事実は、この7月の時点で認識されていた。**〇〇** 前事務局長の不正を認めた録音データがなぜ事務局に(無造作に)残されたのか疑問だが、幸いにもそのデータがあって、私たちは不正の事実を知ることができたし、**タイムカードの改ざんの事実は、7月5日の時点で分かっていたことが検証できた。**

そして、7月28日労働局に会長、副会長、前事務局長も出頭して謝罪までしている。その場で「助成金を返還します」と言っている。

ところが、8月27日第15回総会では、些細なミスだったという説明で、我々会員は不正の事実を全く知らされなかった。

(①②③の写真が提示され)

①1月23日に宮城県労働局の公表内容が確認された。

(不正受給を行った事業主・JNFAの団体名・会長名・返還を命じた額 4,701,909円と記載)

不正受給、つまり故意による偽りの行為があったということになる。しかしこれらの事実は、このときまで明らかにされなかった。

②さらに1月24日地元の河北新報にも記事が掲載。

③その後、JNFAホームページに会長名でお詫びの文が掲載された。

このお詫び文のどこにも JNFA が、タイムカード等を改ざんし、それが原因で不正受給になったことは一切書かれていない。

また注目は、皆様へのお詫び、そして**返還方法と予算変更に関して早急に説明会を開催し、直接皆様に説明するとともに、お詫びの言葉を申し上げたいと会長が述べているが、実際はこの時点(1/24)で、1月16日の理事会で、既に返還方法なども決めて、返還も始まっていた。**つまり全く矛盾したことが起きている。

NPO法人として、会員主体の純粋にノルディックフィットネス、ノルディックウォーキングを広める団体として、JNFAはそこからは大きくかけ離れているのではないか。(このことは発起人委員会で議論になった)

*M **3月10日の説明会について、〇〇氏より説明**

説明会はハイブリッド方式で行われ、進行は **〇〇** 会長が行い、詳しい経緯、返還方法の説明などは **〇〇** 副会長が担当。

今回の件で重要人物でもある **〇〇** 前事務局長は個人的な都合で不参加だった、

資料「3/10 説明会について」参照

3 / 1 0 説明会について①

仙台会場とオンラインのハイブリッド方式で開催され、会場は20数名、オンラインは100名以上のJNFA会員が参加。

※進行は 会長・経緯や返還方法の説明は 副会長が担当。 前事務局長は不参加
当日は 会長の意向で、写メやクリーンショット等の記録を取ることを禁じられていた。

〈吉村氏の説明内容〉

不正受給とされた申請内容等、詳しい経緯についての説明ということだったが、蓋を開けるとそれは 氏の「推測」に基づく話であった。

・ 労働局からは何を不正受給としたか理由を示されておらず(推定)である。

- 1 理事会への出席日を休業日として申請(13 例)
- 2 祝日を休業日として申請(2 例)
- 3 代休日を休業日として申請(1 例)

タイムカード等のチェックを含み労務管理を行っていなかった、些細なミスでありこれについてはすでに対応し改善している。申し訳なかったとの説明。

* 特記すべき点は、 会長の意向で、画面写真やスクリーンショットなどの記録は事前に禁じられていた。

説明を担当した 氏は、「労働局からは何を不正受給としたか理由を示されていない」との理由で、自ら「自身の推測で話す」と全く信ぴょう性のない話を続けた。 氏の論点は、「 前事務局長が理事会に出席された日がたまたま休業日と申請されていた日と同じだったこと」、および「タイムカードの必要なチェックを怠っていたなどという些細なミスがあり、現在は改善した」というようなものだった。

3 / 1 0 説明会について②

しかし、質疑応答の途中で事務局員からの証言と証拠の提出があり、そこでは宮城労働局職員と 氏との応答(2023/7)で具体的に内容を指摘され、 氏は故意による虚偽と改ざんを行ったと認めている。

・ 不正申請と指摘された具体的な内容

- 【休業日を振り替えて申請している】
 - 【代休を休業として申請している】
 - 【タイムカードの改ざん】※タイムカードの原本を労働局に提出していたのに、修正テープで改ざんした資料を示している
 - ・ 休業申請書に本来なら休業した日数を7日と記載するべきを8日と申請している。
- ※ 氏の給与だけが特別多かった、という証言あり

→ 氏は、虚偽の説明・隠蔽・会計操作を行い出席者を騙そうとしたが未遂となった。

3/10 説明会について③

〈事後報告〉

返還の説明会、という話だったが、会長が「報告会」と繰り返し言っていた。話を聞くと、宮城労働局へ「債務承認・返納計画・納付の誓約書」を1/19 付にて提出しており、1/24 日に初月支払 4,000,000.-を終わらせてしまっている。

→会員の意向を確認せずに、会費からなる正味財産から大きな金額を返還に使用してしまっており、
■ 会長が自らそう表現されていたように 3/10 は報告会であり説明会ではなかった。

〈臨時総会について〉

事務局からの証言と証拠の提出を受け、会員から臨時総会開催が必要との意見が出て、会長もそれに反論できない状態となった。

参加者の「いつ臨時総会をするんだ？」の問いかけに

⇒開催するにしてもいつ開催するとまでは返答できない、とだけ返答している。

*M ■ 氏の説明後、事務局員によって、(7/5 の) ■ 前事務局長と労働局の担当者の応答の録音の書き起こしが、画面上に映し出された。さらに画面内容と音声により、■ 前事務局長が故意による虚偽と改ざんを行ったことを認めるに至った経緯が明らかになった。その中で不正申請の指摘内容は、「休業日を振り替えて申請している」「代休を休業として申請している」という理由の他に、(タイムカードの原本を労働局に提出後)、修正テープで改ざんしたものを後日提出し、労働局から「これは、わかっていて改ざんしたでしょう」と指摘を受け、■ 前事務局長はこの指摘を認めた。結果的に、■ 副会長は、会員に対して虚偽の説明、隠蔽、また会計操作を行って出席者である会員を欺こうとしたが、事務局員からの(音声データ)資料によって未遂に終わった。

さらに、説明会を通して、■ 会長は、「説明会」と言わずに今日の「報告会」が、「報告会」が、と繰り返し発言し、不自然に感じられた。これは、資料にも記載している内容だが、

1 月19日、既に労働局に「債務承認・返納計画・納付の誓約書」を提出しており、1 月 23 日の不正公表の翌日には初回の支払いとして正味財産から 400 万円を支払ってしまったという衝撃的な事実があった。

*本来、説明会は、返還方法等について会員に対して説明し これからどのように予算を変更していくか、その提案の場だと認識していた。しかし、会員に対して何も確認せずに、会費から成る正味財産から 400 万円という大きな金額を返還してしまっていた。このことから、要するに、これは報告会であって説明会ではなかったと考える。

*最終的に 質疑応答の中で臨時総会を開くべきという他の会員の方からの声もあり、会長もそれに反論できないような状況になったが、「実際に臨時総会はどうするのか」「いつ開催するのか」という問いに対しては、会長からの明確な返答がないまま、説明会が終了した。説明会については以上です。

*T 補足

■ 氏の説明には、労働局からの指摘内容は一切なく、■ 氏の推測、■ 氏が作り上げた不正理由を述べているだけであった。労働局から指摘されたデータ改ざん、タイムカードの改ざん、その他不正のことはこの 3 月 10 日の説明会では一切我々に公表されなかった。(私の認識はありますか。■ さんから「あっています。」)つまり 3 月 10 日まで嘘をついていたということである。

*T

以上が一連の、我々の知っている限りの情報で、皆さんと共有した内容です。

これを経て、疑問をあげてみます。

.....

- なぜ、当事者の [] 前事務局長の発言がないのか？(第 15 回総会から現在に至るまで)
- 返還金、違約金、遅延金の総額は？
- 雇用調整助成金不正受給のみならず、その隠蔽、虚偽は何のため？
- 理事会は機能していたのか？

.....

- なぜ、当事者の [] 前事務局長の発言がないのか？(第 15 回総会から現在に至るまで)

今回の雇用調整助成金の不正受給の件では、この説明会当日に事務局員により内部情報がリークされた。

しかし、実際に関わった、その中心にいる [] 前事務局長の発言が一切ないことは個人的にとても不自然に感じる。

- 返還金、違約金、遅延金の総額は？

返還金が、実際どれだけの支払いになるのか。すでに 400 万円返還済み。今後月々 5 万円ずつ返還するというが、実際の総額とその内訳(返還金 470 万円、違約金・遅延金 年率 3 パーセント)がいくらなのかをまだ完全に把握しきれずにいる。

- 雇用調整助成金不正受給のみならず、その隠蔽、虚偽は何のため？

不正受給自体が、刑法の詐欺罪に問われるような大きな罪であり、今回はさらにその隠蔽をした。

何のためわざわざ隠さなければいけなかったのか。

不正が指摘された時点で正しい対応をしていれば、返還金はここまで大きくはならなかったのではないのかという疑問。

なぜそんなことをしたのか。それは [] 前事務局長だけでなく、ここに名前上がった [] 会長、労働局に出頭した [] 会長、[] 副会長と、議事録にある [] 理事も何かしらの形で知っていたと思われる。

返還金がここまで拡大したことについては、彼らにも大きな責任があったし、そのことを認めずに隠蔽を続けた。

事務局からリークされた情報で明らかにはされたが、彼らの責任は非常に大きい。

- 理事会は機能していたのか？

第 15 回総会前の理事会、また、労働局から不正受給の認定をされたその前後でも理事会が開催されたはず。

ここまで不正、隠蔽があったのに、どういう議論をされていたのか。このような決定の際に、理事会は本当に機能していたのか疑問。会員は知るすべがない。

説明会で、事務局員からの音声データが公表されなければ、[] 副会長の推測、作り話を信じ込ませられるところだった。

JNFA ホームページを見ると、3 月 10 日の説明会開催のお知らせが、現在削除されている。3 月 10 日の説明会は一体何だったのか、言葉を失うような状態である。その後、理事会が開催されているかどうか不明である。

皆さんに時間を調整していただいておりますが、とても、今の体制で、これから JNFA が継続できるのか、非常に疑問、不安が残るばかりである。

*T 以上が、事実関係の確認と、我々が感じている疑問です。この時点で、皆さんの方で、質問・疑問などがあれば、発言もしくはチャットの方に メッセージを残してください。思うことがあれば発言してください。

参加者 7(H: []))

こんばんは。ナショナルトレーナーの[]です。

改ざん内容の確認。理事会への参加についてです。慣例として理事自体は無報酬なので、事務局員も無報酬での参加。事務局員が、(参加できる方は参加していたとされていたが)それは、([]氏からなのか)ほぼ命令に近い状態で出席していた。その部分が指摘されたということだったと思う。確認させてもらいました。

*T どこまでが[]氏の作り話で、労働局が不正としたのは何か、事務局員からの指摘をそのまま受け取っていいものか、とても複雑、曖昧。労働局から実際何を不正と指摘されたかを、会員の一人としてぜひ聞きたい。

参加者 2(Z:[]))

不正受給があって、返還しなければならない。ではどこから払うか。実際に支払いが終わった部分とか、現在支払い中とかがあったというが、②不正受給した助成金がどこに使われたのか。

その話が出てこないのはおかしいと思う。何に使われて、不正に受給したものがどこにあるのかどうか、何かに使われているのか、というのがはっきりせずに、返還だけが話題になるのはいかがなものか。

*T

私の認識では、コロナがあって、事業の継続が難しい、そこで雇用を維持するためにJNFAとして雇用調整助成金を申請したのだと思う。推測ではあるが、コロナ禍により、JNFAも例外なく非常に経済的に困っていた事業主で、助成金を申請したところ政府が手助けしてくれた。そしてその助成金は給与に使われたのではないのかと想像している。

Zさんの質問は、とても自然な質問だと思うが、その情報開示を、開示請求する内容の一つとして明記したい。

*T

議題②署名活動::情報開示と臨時総会開催請求

2月のはじめに開始した署名活動では、現在391名の賛同を得られている。「雇用調整助成金不正受給に関する情報開示と臨時総会の開催を求める署名」だが、臨時総会を開催するには会員の5分の1の賛成の署名が必要。391名の中にはJNFA正会員でない方のものもあり、継続して署名活動の方を行っている。

*T(チャットからの)質問「コロナ以前でも事務局員は毎日2名体制で仕事をされていたか。」と。

[]さん(返答お願いします。)

*M

何名体制かは具体的には聞いていないが、以前は1日2名体制ではなかったと思う。もともと4名体制か。しかし常時4名なのかまでは不明。休業日は設定されてなかったと思う。

参加者 8(Y:[]))

[]です。以前が仮に4名体制だったものが、コロナの影響で収入が減り、2名体制でやっていくのもきつくなったから助成金が欲しい、というような申請のはずである。その申請を見れば、どういう内容で申請をしたかが明確になるはずだが、その内容については、この間の説明会でも一切説明がなされていない。これまでの経緯について時系列を追って説明を受けたが、申請の内容がどうであったか。JNFAのその申請に対して、労働局はその途中経過の中で、「(事務局の)やっていることが申請の内容と違いますね。何かタイムカード等の改ざんをしてるんじゃないですか。」ということが含まれてると思う。①当初の申請はどういう内容であったかというのは、どなたかご存知か。

*T 今、この時点では誰も知らないと思う。それ(JNFAの助成金申請内容)も臨時総会・情報開示で求める質問事項、情

報開示を求める内容の一つに挙げたい。

*Y もう1点、この間の説明会の頃からずっと不思議に思う点だが、このような大事な案件が、理事会を開かずにだれかの一存で勝手に決められるのか。会社で考えた時に経理部長が勝手に出せるものではない。

*T ■■■さん、ありがとうございます。後の資料「不正受給とは何か」で、JNFA定款に沿って、①今回のことはどのように対処されるべきか、②そこで理事会がどういう機能(を果たすべきか)③総会の機能と会員、というのを、皆さんと認識を共有したいと思う。そこでまた議論したい。よろしいですか。

*T いずれにしても、我々が知っている情報は納得いくものでないし、その情報(自体)が操作され、隠蔽されている部分も非常に多い。今の状況では我々のノルディックフィットネス、ノルディックウォーキングの活動もままならない。

*T 「雇用調整助成金の不正受給」について、厚生労働省の方のホームページによると、これは罪です。なので、間違ってしまった場合は、(しょうがないと言いはしたくはないが)正しく処理して、次に向けて前向きな活動をしていかなければいけないと思う。しかし、不正受給したこと自体が隠蔽され、我々会員にも隠蔽されている。このことは非常に我々会員としては不満、疑問、これからどうしたらいいのか。

不正受給に関わった方はしっかり認識していただきたいと思う。

刑法246条1項 詐欺

10年以下の懲役

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

「人を欺く」行為とは、被害者を誤解、勘違いした状況にさせ財産を処分させるおそれのある行為でなければなりません。

例えば人をだまして注意をそらした際に持ち去る行為などは、詐欺でなく窃盗です。なお詐欺罪は未遂の場合も罰せられるため、「人を騙そうとした」という段階で罪に問われ得ます。

刑法246条2項 詐欺利得

10年以下の懲役

第二百四十六条

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

「財産上の利益」とは、財物以外の財産的利益を意味し、たとえば債権を取得したり、労務・サービスの提供を受けることをいいます。

人を欺いてこれら利益を得た場合、本罪によって処罰され得ます。

刑法第 246 条の詐欺罪「人を欺く行為で被害者を誤解、勘違いした情報で、財産を処分させる、そのおそれのある行為」にあたる可能性もある今回の件。実際、返還金も、我々会員に説明するのではなく報告という形で、すでにもう支払いが始まっており、これからも 5 万円ずつ月々支払うということ。この重大なことを隠蔽され続けることは耐え難い。

NPO 法人自体、情報開示を通じて自浄作用による改善、発展を前提としたものである。

まさに我々会員一人一人が雇用調整助成金不正受給に関する対応に、きちんと監督するという意味で、理事会(その会長、副会長、前事務局長も含めて)に対して、アクションを起こしていかなければならないと認識している。署名活動の発起人一同、この精神で、こういう気持ちを持って、改善していかなければならないと行動に移しました。

*T 皆さん、JNFA の定款にも、ぜひ一度しっかり目を通していただきたい。

その要所をピックアップしたい。

我々ができることは、この定款に沿って行動を起こすこと。これしか道はない。

このまま黙っていたら、多分、会員離れも進むでしょうし、JNFAに課せられた返還金もどこまで返還できるかもわからないし、JNFA自体がなくなる可能性も非常に大きいと思う。

声を上げて、JNFA を然るべき正しい方向に持っていかなければならない。

.....

JNFA 定款 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本協会は、国際ノルディックウォーキング連盟(以下 INWA)から公認された協会として、フィンランド発祥のスポーツノルディックウォーキングをはじめとする、ノルディックスキーイング、ノルディックスノーシューイング、ノルディックプレーディングなどのノルディックフィットネススポーツの普及事業を行い、健康増進を推進することによって、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

.....

そもそも、JNFAは、ノルディックフィットネススポーツ、ノルディックウォーキングの普及事業を行い、健康増進を推進することによって、明るい社会づくりに寄与することを目的とする会です。

確かにコロナ禍で大変ではあったが、ただただ、(闇雲に)助成金を申請する団体でもないし、間違ったことが起きれば正しく対処する団体であってほしいと心から願う。

今回の一連のことで、情報開示を求める署名活動を行っているが、JNFA定款の(総会の開催)第 25 条がある。

.....

JNFA 定款 (総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

.....

通常、総会は、NPO 法人として、年 1 回必ず開催しなければならない。

次に、臨時総会で、理事会が必要と認め、招集請求した時で、社員総数の 5 分の 1、つまり正会員、

正会員の 5 分の 1 以上からの会議の目的である事項を記載した署名をもって招集の請求があったとき(臨時総会開催)、とある。署名活動は、この第 25 条の 2(2)を目標としている。5 分の 1 以上の正会員の署名を集めて臨時総会を開催したい。(3)に、監事からの招集があった時。監事一人での招集でも臨時総会が開催される。

発起人一同、現在会員の 5 分の 1 の署名を集める活動をしているが、それ以外に、監事、理事の皆さんにも、問題意識を持っていただき臨時総会をしてほしいというリクエストをしている。いずれにしても、このまま素通りできるような状態ではないと、多くの方が認識されてると思う。

*T

不正受給の報告が宮城県の労働局からあって、新聞に掲載され、その後に JNFA ホームページには、お詫びと説明会を開催する予定だという文書が掲載された。ところが、このお詫びの前に、(数時間か数分かは不明だが短い期間)「臨時総会を開催します」という案内が表示されたのを目にした方が署名人の中にいました。私がホームページを確認したところ、すでに説明会に変わっていました。それでは「総会」であれば、どういったことができるのか確認します。

③臨時総会(返還方法について)の新たな署名活動

7つの項目が、総会で議決することができるのとあり、まさに今回の不正受給への対応などは、(7)運営に関する重要事項ではないかと思う。返還額は高額であり、さらに社会的責任が問われる大きな問題である。

.....

JNFA 定款 (総会の権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)解散

(2)合併

(3)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(4)定款の変更

(5)事業計画及び活動予算

(6)事業報告及び活動決算

(7)その他運営に関する重要事項

.....

不正受給を行ったことが、社会一般に広く公表された。これは明らかに臨時総会の開催目的になると思う。

JNFAの1月24日付けお詫びの中で、一旦は「臨時総会開催」という言葉が使われてたそうです。それがしばらくしたら、「説明会」に変わっていたという事実も、皆さんには知っていただきたい。一方で、なぜそんなことをしたのか。

おそらくJNFA内、事務局内、理事会、その間で色々意見があったのではないかと察しているが、それでは最終決定の「説明会開催」は誰の決定だったのか。今のところ知るよしもない。

次に、定款第29条のところを注意して見ていただきたい。今回、臨時総会開催を求める署名活動を行っているが、「不正受給に関する情報公開」が目的です。

3月10日の説明会で、「明らかにタイムカードの改ざん、非常にまずいオペレーションがあり、かつ、それが隠蔽された」という事実を、我々はデータ情報で得ることができた。これらの責任は誰が負うのかを問いたい。

理事の辞職、返還金の返済方法の変更なども総会でしなければならないと考えるが、今回の臨時総会の署名活動自体は情報開始の請求のみなので、それ以上突っ込んだ話はできないのかとも思っている。

.....

JNFA 定款 (総会の議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 30 条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

.....

*T この第 29 条で、注目したい点は、総会の議決事項は(第26条第3項で)あらかじめ通知した事項とあるが、議事が緊急を要するもので、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合はこの限りではないとある。

私の解釈だが、署名活動で情報開示を請求した臨時総会開催ができることになった時、

そこに出席した会員の 1/2 以上の同意があれば、もっと突っ込んだ話、例えば、返還金の返済方法だったり、その社会的な責任を問うという意味で理事の解任だったり、もっと色々な展開が考えられると思う。

この定款の解釈で、「それ(開催された臨時総会では)請求した内容以外は議決できない、という見方もあるかもしれない。その場合は、臨時総会開催に向けて、また改めて何かしらの署名活動が必要になってくるのかもしれない。

臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、あるいは監事がこれはやはり良くないということで、監事の権限で開く可能性はある。

*T ただ、この 29 条が私の解釈通りであれば、臨時総会に出席した社員の半分の同意があれば、決議事項を追加できるのではないのかと認識している。30 条にあるように、各社員の表決権は、平等なものとする。

.....

JNFA 定款 (理事会の議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決する。

3 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

.....

次の第38条の3番のところだが、「総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。」とある。この認識を正しくしなければいけないと思う。気になるのは、この特別の利害関係を有する社員とは誰なのか。今回、不正受給のことに言っていると、不正受給に関わった、もしくは隠蔽した方々は、実際のこの議決権に加わることはできないのではないかと私は考えている。

同様に、理事会について、定款第33条理事会の機能がある。この理事会で返還金について勝手に決めて返還できるものなのかどうかと[]さんから指摘があった。

3月10日の説明会で■■■■氏は、多分、第33条(6)事業計画及び活動予算の追加または構成に関する事項を理事会で決定できると解釈したものと察する。憶測ではあるが、第33条6項を運用して、返還方法などを議論・議決したのではないかと思う。ただ、理事会できちんと議論されているかどうかについては、③理事会の議事録を見ない限りわからない。

.....

JNFA 定款 (理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 会員の除名に関する事項
- (5) 資産の管理に関する事項
- (6) 事業計画及び活動予算の追加又は更正に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 入会金及び会費の額

.....

.....

JNFA 定款 (理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決する。
- 3 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

.....

*T 第38条の3で、理事会の議決について、実際に不正に関わっていた人、隠蔽した人、利害関係を有する理事、その方々は、理事会での議決には加わることができないと定款に述べられている。

1月14日に返還方法を理事会で決めたと報告されているが、それが有効かどうかは、きちんと検証すべきものではないのかと思う。(■■■■さん、今の説明で、■■■■さんへの答えとなりますか。)

*Y はい、一応わかる場所もあるが、やはり検証しなくてはいけないところが多々あると思う。

この定款に沿って、まず、助成金の申請をすることが、ちゃんと理事会の中で、最低理事の皆さんが納得のいく内容で申請されたかどうか、ということすらわからないわけです。その辺のことが、先ほど■■■■さんがおっしゃったように、議事録などの開示がなければ、全くわからないわけですね。

「申請をしました。」それで労働局で、「その申請が通りました。」という時点から、

そのあと、タイムカードとかそういうの(書類など)をおそらく定期的に出さなければいけないと思います。

が、そこでの不正が発覚した。「助成金請求には値(該当)しないことをこの団体はやってますね」ということなのだが、それがわかった時点で(担当者は)理事会に報告するべきだと思う。それこそ会長、副会長の権限だけで、果たしてそれ(その対処)をやっていいものかどうかということも全くわからないので、

その理事会に(不正受給の事実・経緯が)どこまで報告がされていたかを考えた時に、

この定款に沿って議論してくのは 正しいと思うが、
そもそもガバナンスがなっていないところに定款なんかあってないようなものなんで、そこはそれまた違う観点で、
なぜそうなったかっていうことを追求して、それを踏まえた上で、
どうやったら良くなっていくのかっていうところに入っていかないと僕はダメなような気がします。
それに対してまた皆様のご意見があればお伺いしたい。

*T

■さんのおっしゃること、その通りだと思う。

署名活動、情報開示という視点で、理事会の議事録、どういうタイミングで理事会が行われたか、助成金の申請書類、
申請の理由。さらにどういう労働管理で、コロナ前はどうか、コロナ後、申請後がどうか、そのあたりの
情報全てを、会員として開示請求すべきと思います。そこで、■さんがおっしゃったように、そのガバナンス点で、理事
会が機能してるのかどうか。それも含めて議論をして、何をしなければいけないか。このあたりは、また最後の方で説明し
たいと思うが、その次のステップに繋げていかなければいけないと認識している。
いずれにしても、情報開示は最低限必要なことだと思う。

*T

定款のことは、今の理事会で決定したことが全てとは言わないが、(少なくとも)不正受給の対応に関しては、多くのことが
定款に沿わずに行われている、ルールに沿わずに行われていると解釈している。
それに加えて、社会的責任をとらなければならない方々が出てくると思う。理事の解任、会長・副会長の解任ものに考え
ていかなければならないことだと思う。ただ、現時点では情報開示がなされておらず、我々の情報が限られたものなので、
その次のステップで、より良い協会にするためにはどういった組織がよいのか考えていきたいと思う。

情報開示のための臨時総会の署名活動を行っています。ということで、皆さんに説明してきました。

皆さんにきちんと理解していただけたと思うが、

3月10日の説明会と今日の「考える会」を踏まえると、不正受給に関わった役員の解任や返還方法を総会の議題として
あげなければならないと思う。

これに関しては、その臨時総会に出席した2分の1の同意があれば、緊急を要することで議論できると定款にあるので、
新たに署名活動を起こさなくとも、開催された臨時総会での動議により議題にすることができる可能性があると思う

議題④返還方法の提案

*T 不正受給に関わった役員の解任や、返還方法の再検討をできるのではないのかと思う。

*T 皆さん、現在の署名活動は、不正受給に関する情報公開のみの臨時総会の開催請求なのですが、
それに加えて、不正受給に関わった役員の解任、返還方法の再検討などについて、できるだけ早く臨時総会場で議論
した方がいいと思いますか、それとも思いませんか。

■さん、ご意見ありますか。

*M(■)

まず、■会長のこの前の説明会、というか実質上の報告会だったが、そこでの最後の言葉で引っかかっていることがあり
ました。ずっとメモを取っていたが、「悪質な不正ではない」と言われている。

タイムカードの改ざんは不正とは考えていなかった。で、故意に悪いことをしたとは思わない。

と同時に、JNFAの経費は悪化している、会費の値上げもお願いしたいというようなことを最後にお話しなさっているの

ですね。それから、■■■さんの認識も、全くガバナンスがなっていないというか、事務局部長としてこのようにお話をしていた。「個別の労務管理については事務局長に一任したんだ」と。

つまり、(■■■氏は■■■前事務局長の)上司にも関わらず、そのタイムカードや報告書類、労働局への申請等をおそらくチェックせずに事務局長に一任していたのではないかと思う。その辺のガバナンスの欠如。

それから、理事会に関しても、一応理事会の承認を得て400万円を支出してるんだと言ってるが、全理事が賛成しているのかどうかというのわかりません。

私のメモによると、■■■氏は全部で896万6144円を1月20日までに返還しなさいと言われていたんだと説明し、それは、不正に受給した470万1909円と遅延金、さらにペナルティーを含めた金額です。そのうちの400万をすでに返してしまい、今後5万ずつ月々返済する、とおっしゃっていたのです。つまり、原因を作った(■■■前事務局長だと思うが、)その管理はできていない。それから、お金の返し方についても、私の認識としては、この説明会を経て、臨時総会を開催して返還を決めるものだと思っていたところ、「理事会マターだ」ということでやっちゃっている。そうすると、やはりそのガバナンスと、それから今後のJNFAの運営について、お任せできないと思います。

*M

で、どうすればいいかということ言えば、■■■さんが署名活動をしていただいている臨時総会は、もちろん署名をして開催に漕ぎつけ、情報開示をしてもらいましょう。それは、関係する理事の解任・除名も含めて。

それから、労働局から出された報告書の中身、請求書でしょうか。「債務承認書」とかって言っていましたが、そういったものを具体的に提示してもらいたい。そして最後はやはり責任論になると思う。これではもう先が見えませんが、会員の皆さんでやはり議論をして、新しい体制を作らなければならないのではないかと現段階では思っています。以上です。

*T

■■■さん、ありがとうございます、非常に簡潔にまとめていただいて、■■■さんのおっしゃってることに全面的に賛成ですが、ただ、説明会には、最後までいなかったのが、■■■会長、副会長、どういったことを話されたか、今初めて聞いたのですが、ふたりは責任回避をしていますね。他、どなたか何かご意見、発言されたい方はいらっしゃいますか。

*T

私の認識では、不正受給に関する情報公開の臨時総会、その情報公開の内容もあるが、それに加えて、新しい役員というか、新しい組織を作っていくかなければいけない、そういう議論。それから返還のことも含めて、改めて議論すべきであると認識していますが、皆さん同じでよろしいでしょうか。

*T

今、署名活動をしているメンバーで、臨時総会に向けて、どのようにプラスアルファの議題をのせられるかを相談して、皆さんにまた提案の方させていただきたいと思います。

議題⑤定例総会に向け、会長・理事選出方法などの提案または問題提起

*T ガバナンスということでしたが、会長、理事の選出方法などについても、今後同じような過ちが起きないように、定款を見直す必要もあるのではないかと個人的には思っている。正しい方向にNPO法人JNFAが活動ができるように。それにはやはり、執行部、会長、理事の皆さんの力かと思えますので、同じ過ちが起きないように工夫も考える必要があるなど改めて認識しました。

ちょうど2時間になりましたが、少し時間をとってフリーのトークの時間にしたいと思います。

一旦、今回の考える会はこれで終了します。皆さんには、今回録音したものをまとめたものを、Change.orgを通して報

告したいと思います。

最後に一つ、皆さんにお願いです。(今回、なぜ定款を細かく見たか。)

皆さん、会員の1票1票っていうのが非常に大切なのですが、個人正会員の1票っていうのが、もちろんあり、もう一つ、団体正会員の1票っていうのもあります。署名活動で、個人ではしてるけども、まだ団体として署名されてない方もいますので、ぜひお願いします。

それからもう一つ聞こえてくる話ですが、今回の不正受給の話について、我々は理解を深められたと思うが、まだまだ知らない会員の方がいます。仙台から遠ければ遠いほど、個人でノルディックウォーキングをしている方であればあるほど、この情報から離れてる方が多いと思います。

そこで、今回お集まりいただいた50名弱の皆さん。皆さんから声掛けをしていただいて、正しい方向にJNFAを持っていくとお声をかけていただけると、さらに確実な署名数を得られるかと思えます。ご協力をお願いします。

では、署名活動のChange.orgを通して、皆さんの方にご報告したいと思います。

では録画、録音の方はこれで終了させていただきます。

*T

フリートークです。15分ぐらい時間を設けます。自由退出していただいて結構です。お疲れ様でした。

またフリートークで何かご意見、質問のある方はどうぞお話しください。

*S()

仙台の ですけれども、

定款を見ますと、臨時総会の開催のところで「監事の発令によって臨時総会開催できる」とあるのですが、そこを押し進めることはありませんでしたが、その理由は何なのでしょう。

*T

私個人的に監事・理事に臨時総会を開催してもらえるようお願いはしてあります。

ただ、あとは監事自身の決断にあります。紹介しましたように 臨時総会の開催方法は3つあります。

今我々が注力しているのは、会員の5分の1の臨時総会の開催請求で、

あと残りの理事、理事会、監事の方も動いてはいいです。決断するのは理事のメンバーの方、監事の方なので、ぜひ開催してもらいたいと思います。

だからと言って我々の活動をしなくていいということではないです。平行して私たちができることをまずやりましょうということです。理事会、理事、監事に声掛けはさせてもらっています。

*S はい、わかりました。ありがとうございました。

*T 会員の方々に臨時総会開催の声掛け、署名活動をお願いしましたが、合わせて、もし理事、理事の方に近い方、もしくは監事に近い方がいれば、ぜひ声掛けを、皆さんからもしていただけたらと思います。

*O

のマスターインストラクターの です。3月10日の事務局の方々が提示した データの中に、解雇した方の分の助成金も含まれています。解雇しないための雇用調整助成金だと思えますが、毎月何月分という風に助成金を受給していたと思うのですが、名前が修正されていた月もありました。

これが全てではないと思いますので、公的にどうなのかはわからないが、そこも気になるところなので、機会があったら調べたいと思う。

*T

■さんが最初に発言された「雇用助成金がどこに、どのように使われたか」というところに関係してきますかね。いずれにしても、わからないことが多すぎて、我々の方も情報請求のそのリストアップをきちっとまとめないといけないと感じました。

それでは、時間も 2 時間過ぎましたので、これで考える会の方は終了したいと思います。
また、できるだけ早Change.org 経由で皆さんの方に、今日のまとめを報告したいと思います。
また、参加できなかった方がいれば、ぜひそういう方に、皆さんから説明していただければと思います。
あと、何かしらの方法で録画したのもも視聴できるよう準備をしたいと思ってます。はい、■くんから。

*H

先ほど話があったように、今回、考える会にご参加いただいている方の中でも、もしご賛同いただけるようであれば、ご署名いただきたいと思います。それから、ここにお集まりいただいた皆さんは、本当に各地域の、ノルディックウォーキングのJNFAのオピニオンリーダー、中心で活動されている方たちだと思います。僕も正直、今こういったJNFAのNWの活動している中で、正直本当に恥ずかしくて、というか、分からないことが多すぎて、3月10日の説明会もそうでしたが、知らないことも多すぎて、非常に混乱している状況です。ただ、こういう状況のなかで、JNFAの名前を掲げながら、自分がNWの活動していることが、すごく恥ずかしいという思いもありながら、ただ、今後、胸を張って、NWの活動っていうのを皆さんとしていきと思っています。
今、直博さんからもお話あったように、ご賛同いただける方いましたら、ぜひお願いしたいのと、ぜひ、中心で活動されている皆さんだと思いますので、周りの皆さんにもぜひご署名の方、声掛けをぜひお願いをしたいと思います。ネットから署名ができますが、それが厳しいようであれば、紙媒体での署名もできます。
ご希望があれば、お送りしたいと思いますので、もしお力いただけるようであればお願いしたいと思います。
以上になります。
それでは、これで会を終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。 End

「定款に沿って我々会員ができること」

- ①正会員の 5 分の 1 以上からの会議の目的である事項を記載した署名をもって招集の請求
→臨時総会の開催
- ②議事が緊急を要するもので、出席した社員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない
→あらかじめ通知していない議決事項でも、議決に持ち込める可能性がある。
- ③ 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
→当該理事が議決に加わることをさせない

情報開示を求めるもの(追加請求)

- ①当初の申請はどういう内容であったか
(JNFAの助成金申請内容)も臨時総会・情報開示で求める質問事項、情報開示を求める内容の一つに挙げたい。
- ②不正受給した助成金がどこに使われたのか。(その話が出てこないのはおかしいと思う。)
不正に受給したものがどこにあるのか、何かに使われているのかについて情報開示を請求。
- ③理事会の議事録の開示請求

参考:

(種別及び定数)

第13条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上 12人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内→監事は2名置くべきだと思う。()

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することかてきる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(除名)

(1) 法令又はこの定款等に違反したとき。(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。

(理事会の議事録)→開示請求

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が選任した議事録署名人1人以上が記名、押印しなければならない。

(事業計画及び予算)

第55条 本協会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事務局が作成し、理事会の承認の下に、総会の議決を経なければならない。

(事業計画及び予算の追加並びに更正)

第56条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定事業計画及び既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第57条 本協会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認の下に総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。